文

原判決を破棄する。 被告人を禁錮三月及び罰金壱万円に処する。

右罰金を完納しないときは二百円を一日に換算した期間被告人を労役場 に留置する。

右禁錮刑に対し、原審における未決勾留日数を本刑に満つるまで算入す る。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

由

原審検察官樋口直吉の控訴趣意並びに弁護人泉国三郎の答弁は記録中の右検察官 提出の控訴趣意書及び同弁護人提出の答弁書記載のとおりであるから之を引用す る。

控訴趣意第一点について、

自己の放火罪に該当しない行為に因つて火を発せしめた者は、その火が刑法一〇八条以下に記載の物件に延焼する虞ある場合には、之を消止めることができる限り、その火を消止める義務があることはもちろんで、そのような者がそのような火を、消火に必要な手段をとらないで之を放置したときは、その意図がその火力を利用してその物件を焼燬するにあるときはもちろん、特にその火力を利用するというないます。 ほどの積極的な意図がなくとも、右のような結果の発生を認識しながらあえて之を 認容する意思を以てした場合でも、放火罪は成立するものと解するのを相当とす

る。しかしながら、本件二個の火災について之を検討するに、 一、 先ず原判示第一の火災について見ると、被告人は用便等の照明のため自ら 点火して使用した火がうつつて燃え出した紙の入つえ石油箱を原判示A方物置の前 に放置して自宅に逃帰つたもので、当時その火は之を放置すればその物置からA方 居宅母屋にも延焼するに至るべき状況にあつたこと、而して被告人がそれを放置し て逃帰つた当時のその火の状況は、なお被告人の独力で容易に消止め得べき程度の ものであつたことは記録上明かであるがその際、被告人がその火を放置して自宅に逃帰った被告人の心境について之を考察すると、なるほど被告人の検察官に対する第三、四回供述調書中に論旨も指摘する如く、その火をそのまま放置すればA方物置や母屋が当然火事になることは考えていた旨の供述記載が存するが、被告人の司法警察員に対する供述調書(但しその第一回供述調書は全然趣旨を異にし措信し得ないのできた際人)には左検察官に対する供述調書中の知者供送記載は全くを見 ないので之を除く)には右検察官に対する供述調書中の如き供述記載は全く存せ ず、却て、その際の被告人の気持として、「箱の中の紙が燃えたら簡単に消えるも のと思つたのです。それが悪かつたのです。」(第二回供述調書記録三九五丁表) 「火は紙であるから簡単に消えるものと思つたのです。」 (第八回供述調書、 同上 四三〇丁表)なる供述記載がある。そして、これら司法警察員に対する供述調書及び検察官に対する供述調書中には一貫して、被告人はそのようにして自宅に帰つてから、すぐ寝床に入つてぐつすり眠つていて、A方の火事騒が起つたときは熟睡していたのを妻に起されて之を知つた旨の供述記載があり、この供述は被告人の妻母の記述整要となった。 の司法警察員に対する供述調書及び原審証人としての証言中の之に照応する趣旨の 部分に徴して措信し得るものであるが、記録に徴すればA方居宅と被告人方居宅と は僅かに約八米を離れているに過ぎず、A方が火災になれば被告人方も延焼の危険 極めて大なるものがあつたこと及び被告人が前記の如く燃えている紙の入つた箱を A方物置前迄運び出した以上、その火の拡大延焼を避けるためには、ほんの一挙手一投足でその箱を傍らの田圃の中に投棄して容易に之を消止め得たものであること 及び被告人方とA方との間に、被告人が不作為にもせよA方居宅の焼失を企図すべきような怨恨等の関係は何等存しなかつたことが明かで、これらを綜合すると、も 被告人が、前記の箱の火が延焼してA方の物置から母屋に延焼することを認識 しながら逃帰つたものであるとすれば、被告人は何等怨恨という程のものもないA 方居宅が火事になり、ひいて自宅迄も火事になることの危険あることを認識しながら、一挙手一投足の労を以て容易にそのような事態になることを防ぎ得るのに、あえて之をせずにその場を立去り、しかも自宅に帰つてからは何等の心配もせずにすぐに眠り込んでしまつたということになるのであるが、このようなことは、当夜被 告人が相当酩酊していたこと乃至は自分が火を不始末したことを他人に見られるこ とを怖れて帰宅を急いだということを考慮に入れても、到底首肯し難いところである。被告人がその石油箱を便所の外に持出したのは、之を便所内に放置すれば燃上ることを怖れたためであると推測すべきであるが、そうまでしたのを物置の前に放 置して傍の田圃に投出すという如き容易なことをすらしなかつたのは、そこに放置

しただけで簡単に火が消え去ると思つたからであり、自宅に帰つてすぐぐつすり眠ってしまつたのは、その火のために火事が起ることの懸念などは毫末も抱かなかったからであると見るのが自然である。何の恨みもない A 方が火事になり、ひいて自分方までも火事になることの危険を認識したならば、自分が火を不始末したことを他人に見られることの不体裁を恥ずるどころではなく極力消火に努めたであろうと見る方が条理に合致するであろう。

以上の次第で、被告人の検察官に対する所論の供述は措信することを得ず、むしろ司法警察員に対する前記各供述こそ之を信用するに足るもので、被告人は原判示の火災について、その火がA方の物置や母屋を延焼するに至るべきことを認識していなかつたことは明かであるから、原判示第一の火災につき、被告人に対して放火罪の成立を認めるの余地はない。

二、次に、原判示第二の火災について見るに、被告人は原判示C方便所内で、 用便等の照明のため自ら点火して使用した火が傍らの炭俵に延焼したのに、そのま ま放置して逃帰つたもので当時その火は、之を放置すれば、その便所から、C方 厩、母屋等に延焼するに至るべき状況に在つたことは記録上明かであるが、 1、 先ず、当時、被告人がその火を消し止め得べき状況にあつたかどうかを検

更に右の点に関する被告人の認識がどうであつたかを検討すると、被告人 は、その火が燃上つたことに気付いて火を叩いたときの状況につき、検察官に対する第二回供述調書には、「右手で火のところを一回強く叩いたところ火勢は幾分弱 くなつたがまだ燃えて居りました」(同上四四七丁裏)と、あたかも、更に叩き続 けたら消止め得たかの如く供述しているが、司法警察員に対する各供述調書中に は、叩いた結果火勢が弱くなつた旨の供述はなく、却てその第四回供述調書には 「右手で消止めようと思つて叩いたのです。すると却て明くなつて来たのです。その際火を叩いて小指の付根を少し火傷しました」「一回叩いて見たものの消えそう もなく却て明くなり、便所内は何処でも見えるようになり」(同上四〇九丁裏、四一〇丁表)と、同第五回供述調書には「先に話した通り、一回叩いたのですが却て 明るくなり消えなかつたので、これでは駄目だ誰かに見られて……火をつけて居た と話されても大変と思つて逃げたのであります」「家が焼けるとかいうことは考え ませんです。只一人では手におえず、誰にも見られたくないといつた気持で一杯で、云々」(同上四一八丁)と明かに自分一人で消止めることができないと考えた 旨の供述をしている。ところで、このように火の不始末をした場合、突嗟に浮ぶのは、先ず、大変だ消そうという考で、かまわずに逃げようとか、之を利用して火災を起そうという分別が湧くのはその後のことであろう。被告人の場合でもそうであったことは、気がついたとたんに、尻も拭かずあわてて一回叩いて消そうと調整を表して、 事実に徴しても明かである。而して、記録に徴すれば、被告人がCに対して思議を 受けていたこそあれ恨を懐いていた形跡は全くなく、又酩酊すればだらしなくなる ことはあるが、他人に暴行をしたり危害を加えたりするような性癖のないことも明 かであるが、そのような被告人が、右の火を消止め得ると思いながら、あえて消止 めることもせずに、というよりは、むしろ、一度消そうとしたのを中止して、人に

見られることの怖しさの一念からその場を逃出すと考えるよりは、やはり消そうとは試みたが、手に負えないと見て、その瞬間人に見られることの怖しさという分別に囚われてその場を逃去つたと見る方が妥当と認められる。そうだとすれば、前記の各供述の中司法警察員に対する供述の方が事情に適して措信するに足るもので、即ち、その当時の被告人としては、その火は自分一人で消止めることはできないと判断したものと認めるのが相当である。

15 3 への発生のでは、大きないの手まますのには射果いたに、大きないの手まますのには射撃のでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのが、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのが、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないいが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないいが、大きないが、大きないが、大きないいが、大きないが、ないが、大きないいが、大

第して然らば、原判示第二の火災についても、被告人に対して放火罪の成立を肯定し得ないことは明かである。

以上の次第で論旨は理由がない。

同上第二点について、

原判示第一、第二の火災について被告人に対して放火罪の成立を肯定し得ないことは前段説明の通りである。ところで、論旨に鑑み、原審が本件二個の火災について被告人の重過失失火を肯定しなかつたことの当否を検討すると、

一、 先ず原判示第一の火災について見るに、被告人がA方便所から持出した火のついた紙の入つた箱を放置した位置と、同人方物置、特にその当時そこに立てかけてあつたという五、六束の萱その他可燃物との位置関係の正確なことは記録上不明で、その箱をそこに放置すれば、火がその物置に延焼するに至るべき危険は極めて大で、僅少の注意を以てしてもその危険を認識し得べき状況に在つたか否かは不明であり、更に審理を続けたところでそれを明かにし得るものとも認められない。果して然らば原審がこの火災について重過失失火を認めず、通常過失による失火を認めたのは正当で、審理不尽の違法もない。

二、 次に原判示第二の火災について見ると、原判決が、この火災につき被告人が、炭俵に火が燃移つたのに気がついた後の処置に関して過失を認めていることが誤りで、むしろ、最初に照明代用に用いた萱に点した火の使用に当つての不注意に

過失を認めるべきことは後段説明の如くで、右原判示と同様の段階に関して重過失を認めるべきものの如く主張する論旨は正当でない。ところで、被告人の過失を後 段説明の如き段階において認める場合、それを重過失と認めるべきか否かを考察す 司法警察員の昭和二十八年五月二十三日附実況見分書、原審第一回 検証(昭和二十八年九月二十一、二日施行)調書及び当審検証調書、原審及び当審 における証人との各証言を綜合すると、原判示第二の発火場所たると方便所は、東 西一間半南北二間の大きさで、入口は南側東寄りに在り、内部には、東西一米一五 糎南北三米のコンクリート造り便壺が土中に埋めてあり、その内南部一米は豚の肥 溜、北部二米は人間が用便する便壷で、その上に踏板四枚を東西に渡し、それをま たいで用便するようにしてあつた。豚の肥溜は板で掩い、人間の便壺の南端の踏板 から続いて、豚の便壺の上にはいろいろな物が置いてあつた。その中で、人間の便 壷の南端の踏板の半分位迄出て、その踏板の中央から東寄りに、ちゆうぎ(大便を したとき用便紙の代りに用いる木片)入れのみかんの小箱より少し大きい木箱が一 個あり、それは、南端の踏板と、その次の踏板とにまたいで東を向いてしやがめば 手の届く位置にあつた。ちゆうぎ入れの箱の西には袋に入つた肥料が三俵、ちゆう ぎ入れの箱や肥料の南には、除草機、田植用縄、糠箱等各一個あり更にそれらの物 の上に馬肥を入れて運ぶのに使う空炭俵が約二十俵積んであつた。而してその炭俵 の位置は、一部ちゆうぎ入箱にかかり(即ちちゆうぎ入れ箱は炭俵の下に一部露出 していた。) 豚の肥溜の東南部寄りにあつた。なお、右の炭俵の積んであつた附近 に樽はなく、露出していた箱としてはちゆうぎ入れ箱のみであつたことが明かである。そうだとすれば、右ちゆうぎ入れ箱の上に火のついた萱片をおけば、それが箱 のどの部分に置いたとしても、その上にある炭俵に延焼し、ひいて、便所、更には原判示第二のC方各建物に延焼するに至る危険は極めて大で、かつ、容易に之を認識し得べき状況にあつたと認めざるを得ない。

(要旨)3、以上の次第で、被告人は、原判示第二の如くに火を用いれば、建物焼燬の危険が極めて大で、かつ、容〈/要旨〉易に之を認識し得べき状況にあつたのであるからその際火を用いるに当つては、そもそもその火をちゆうぎ入れ箱の上に置くことを避けるか、仮りにそこに置くとすれば、それが炭俵に燃え移らぬよう万全の措置をとるべき注意義務があつたのである。しかるに被告人は、右の如き危険を認識せず、漫然右の如き注意を怠つて原判示第二の如き建物焼燬の結果を惹起せしめたのであるから、その過失は刑法第百十七条ノ二の重過失に該当することは疑いがない。原判決が之を単純過失と認めたのは事実を誤認したものでて、その違法が判決に影響を及ぼすことは明白であるから、原判決は破棄を免れない。

以上の次第で本論旨は理由がある。

進んで職権を以て按ずるに、記録及び当審における事実取調の結果によれば、さきに控訴趣意第一点についての判断の中で説明したように、原判示第二の火災において、被告人がC方便所で、照明の代りに用いた火が傍の炭俵に燃移つたことに気付いた当時のその火の勢は、客観的にも、被告人において消止め得べきものであつたとは速断し難く、かつ、被告人としては、到底自分の手にはおえないものと判したものと認めるのが相当であるから、之を消止めなかつたことに過失を認めるとを得ないことは当然で、むしろ被告人が最初萱片に点火して照明に用いるに当て、その火を漫然その附近に置いたまま使用すれば、場合によつては附近には前記の二十俵位の燃え易い炭俵もあることであるから、それに移り、更にその便所及び

それに接続しているC方の厩、同人方母屋その他の建物に延焼する危険が極めて大で、かつ、容易に之を認識し得べき状態にあつたのであるから、その火を用いるには、右の如き危険の発生しないよう万全の注意をすべき義務があつたのにそれを怠り、その結果火災を発生せしめた点に過失を認めるのが相当である。しかるに原判決は、この点につき、右の最初点火した火を用いるに当つての過失は之を認定せず、炭俵に燃え移つた後、消止めを怠つた点に過失を認めているのであつて、その誤りは明かであり、その違法が判決に影響を及ぼすことは明白であるから、この点においても原判決は破棄を免れない。

よつて刑事訴訟法第三百九十七条に則り、原判決を破棄し、同法第四百条但書に 則り、当裁判所自ら次の通り判決する。

当裁判所が認定した事実及びその証拠並びに弁護人の心身喪失の主張に対する判断は、原判示第二の事実を、

と変更する外原判決の事実摘示証拠説明並びに「弁護人の主張に対する判断」と同一であるから、之を引用する。

法律に照すと、被告人の判示第一の所為は刑法第百十六条第一項罰金等臨時措置 法第二条第三条に、同第二の所為は刑法第百十七条ノ二後段罰金等臨時措置法第二 条第三条に、それぞれ該当するところ右は刑法第四十五条前段の併合罪であるが、 後者につき禁錮刑を選択し同法第四十八条第一項により、右各罪の刑を併科するこ ととし、所定刑期及び罰金額の範囲内で、被告人を禁錮三月(判示第二の罪につ き)及び罰金一万円(同第一の罪につき)に処し、右罰金を完納することができる いときは刑法第十八条に則り、二百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留すべく、原審における未決勾留日数は、之を、本刑に満つるまで、右禁錮刑に算入 すべく、訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条に則り、全部被告人をして負担せしむ べきものとする。

よつて主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 鈴木禎次郎 裁判官 蓮見重治 裁判官 細野幸雄)